

インボイス制度スタートまであと3ヶ月を切りました

インボイス(実務編)・販路開拓セミナー

令和5年 10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、申請・登録をして必要事項を記載した請求書を準備しておくことなどが必要になります。

インボイス制度導入に伴う実務について当日は専門家がくわしく解説します。

とき 令和5年8月7日(月)午後6時～午後8時

場所 徳之島町商工会 〒891-7201 徳之島町亀津 986-4

●インボイス(実務編)セミナー

講師 酒匂 健寿 税理士

●販路開拓セミナー

～ブランディング強化が売上向上につながる～

講師 武田 清孝 中小企業診断士



免税事業者も
消費税課税?



お申込み 参加無料 定員 30名

下記申込書記入の上 7月31日までにお電話・FAXにてお申し込み下さい

徳之島町商工会 TEL 0997-82-1409 FAX 0997-83-3628

消費税インボイス(実務編)・販路開拓セミナー参加申込書

事業所名		携帯番号	
参加者名		参加者名	

※お申込み頂きましたお客様情報は当セミナー開催業務にのみ使用させていただきます。

主催 鹿児島県商工会連合会・徳之島町商工会